

東京都立日野台高等学校
保護者と教職員の会 会則

令和5年12月19日 改正

第1章 総則

第1条 (名称・事務局)

本会は、東京都立日野台高等学校保護者と教職員の会（略称：日野台高校PTA）と称し、同校内（東京都日野市大坂上4-16-1）におく。

第2条 (目的)

本会は、学校と家庭の連絡を密にして相互の理解を深め、本校教育の振興・充実をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

第3条 (方針)

本会は、前条の目的を達成する為に、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 本校の教育方針に基づいて、その教育活動に協力する。
- (2) 本校の学校経営に関与しない。
- (3) 特定の政治的活動・宗教的活動または営利的活動は行わない。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本校の教育目標達成の協力活動。
- (2) 本校の教育環境の向上に関する活動。
- (3) 会員相互の親睦・教養の向上に関する活動。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第2章 会員および本部役員

第5条 (会員)

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と本校の教職員とする。

第6条 (本部役員・監査)

本会に、次の本部役員・監査をおく。

- (1) 会長1名（保護者）
- (2) 副会長4名以上（保護者3名以上・副校長）
- (3) 会計2名以上（保護者2名以上）
- (4) 書記4名以上（保護者2名以上・教職員2名）
- (5) 情報発信担当1名以上（保護者1名以上）
- (6) 監査3名（保護者2名・教職員1名）

第7条 (委員・係)

本会に、次の委員・係をおく。

- (1) 学年委員 各学級1名の保護者（計24名）・各学年代表教諭（計3名）
- (2) 文化厚生委員 各学級1名の保護者（計24名）・教職員1名
- (3) 広報委員 各学級1名の保護者（計24名）・教職員1名
- (4) 情報発信係 各委員会から1名以上の保護者
- (5) 特別委員 必要に応じて特別委員会を構成する委員をおくことができる。

第8条 (顧問)

校長を本会の顧問とする。顧問は、すべての会議に出席し意見を述べることができる。

第9条 (任務)

- (1) 会長 会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 会計 本会の会計をつかさどる。
- (4) 書記 会務の記録、会議の招集に関する事項を扱う。
- (5) 情報発信担当 情報発信グループの活動を主宰し、ホームページ等で情報発信を行う。
- (6) 監査 会計事務を監査し、総会に報告する。
- (7) 委員 本会の運営・活動に関する事項を扱う。
- (8) 係 情報発信の活動を担う。

第10条 (本部役員の選出)

本会の本部役員は、本部役員推薦委員会において推薦し、総会の承認を得て決定する。

第11条 (任期)

本部役員・委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第3章 会 議

第12条 (会議の種類)

- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|--------------|
| (1) 総 会 | (2) 本部役員会 | (3) 合同委員会 | (4) 常任委員会 |
| (5) 学年委員会 | (6) 文化厚生委員会 | (7) 広報委員会 | (8) 情報発信グループ |
| (9) 特別委員会 | | | |

第13条 (会議の議決)

議事は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第14条 (総 会)

総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会がある。

定期総会、臨時総会共に、会長が認めたとき書面（電子的記録を含む）による総会を行うことができる。

- (1) 定期総会は毎年年度はじめに開催し、次の事項を審議決定する。
 - (ア) 本部役員の承認
 - (イ) 事業報告および決算の承認
 - (ロ) 事業計画および予算の承認
 - (エ) 会則の改廃に関すること
 - (オ) その他、本会の目的達成に必要なこと
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の2分の1以上の要求があった場合、会長がこれを召集する。
- (3) 総会の成立は、委任状を含めて会員総数の過半数の出席を必要とする。
- (4) 緊急を要する場合は、常任委員会をもって総会に代えることができる。
- (5) 議長団は、全会員の中から4名（正・副、記録2名）を選出する。

第15条 (本部役員会)

本部役員会は本部役員をもって構成し、会長がこれを招集する。本部役員会は諸会議から委託された事項について審議、調整する。また、本会の運営上必要な事案を処理する。ただし、この場合は次の常任委員会に報告する。

第16条 (合同委員会)

合同委員会は本部役員、および全委員をもって構成し、会長がこれを招集する。合同委員会は本会の運営・活動について企画・執行にあたる。

第17条 (常任委員会)

常任委員会は本部役員、および各委員会の委員長、副委員長をもって構成し、会長がこれを招集する。常任委員会は本会の運営・活動について企画・執行にあたる。

第18条 (学年委員会)

学年委員会は各学級の学年委員、各学年代表教諭3名をもって構成し、各学年ごとに委員長1名（保護者）を互選する。学年委員会は委員長が招集し、学年・学級に関する事業を行う。

第19条 (文化厚生委員会)

文化厚生委員会は各学級の文化厚生委員、教職員1名をもって構成し、委員長1名（保護者）、副委員長2名（委員長を除く学年から各1名ずつ）を互選する。文化厚生委員会は委員長が招集し、会員の教養を高めるための活動を推進する。

第20条 (広報委員会)

広報委員会は各学級の広報委員、教職員1名をもって構成し、委員長1名（保護者）、副委員長3名（保護者）を互選する。広報委員会は委員長が招集し、会員全体に情報提供をするために努め、広報活動を行う。

第21条 (情報発信グループ)

情報発信グループは各委員会から1名以上をもって構成する。各委員会内での情報収集に努める。

第22条 (特別委員会)

特別の事業をすすめるために特別委員会を設けることができる。

- (1) 委員長・副委員長を互選する。
- (2) 担当事業について任務を終えた時に解散する。

第4章 会計

第23条 (経費)

本会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。

第24条 (会費)

本会の会費は、年額(生徒1名につき)4,200円とする。

年度途中の入学、転編入学者、復学者の本学会費は月割りで徴収し、年度途中の転退学、留学については返金しない。

第25条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 付則

第26条 (相談役)

必要に応じ本部役員会は相談役をおくことができる。ただし、任期は1年とし、前本部役員(卒業生保護者)に限る。

第27条 (PTA活動支援会)

本部役員会は必要に応じPTA活動支援会を組織できる。PTA活動支援会に関する規程は、細則で定める。

第28条 (クラブ後援会)

本部役員会は必要に応じクラブ後援会を組織できる。クラブ後援会に関する規程は細則で定める。

第29条 (会則の改廃)

会則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

第30条 (細則)

本会の運営に関する細則は、常任委員会で定めることができる。

第31条 (弔慰規程)

弔慰規程は別に細則で定める。

第32条 (施行)

- ①本会則は、昭和55年4月1日にさかのぼって施行する。
- ②昭和57年4月1日一部改正施行する。
- ③平成6年5月21日一部改正施行する。
- ④平成14年5月18日一部改正施行する。
- ⑤平成15年5月17日一部改正施行する。
- ⑥平成21年5月16日一部改正施行する。
- ⑦平成25年5月11日一部改正施行する。
- ⑧平成27年5月9日一部改正施行する。
- ⑨平成29年5月13日一部改正施行する。
- ⑩令和5年5月13日一部改正施行する。
- ⑪令和5年12月19日一部改正施行する。

細則 東京都立日野台高等学校 PTA弔慰規程

第1条 本規程は、本会会員に関する弔慰金について定める。

第2条 会員に係る計報については、次のように弔意を表すものとする。

- (1) 生徒……………10,000と供花
- (2) 会員……………10,000円(教職員を除く)

第3条 上記のほか災害等必要が認められる場合には、本部役員会において臨時の措置をし、常任委員会に報告して了承を得るものとする。

第4条 (施行)

- ①この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- ②この規程は、平成6年4月1日から改正施行する。
- ③この規程は、平成9年4月1日から改正施行する。
- ④この規程は、平成21年5月16日から改正施行する。

細則 東京都立日野台高等学校 P T A本部役員推薦委員会規程

- 第1条 本規程は、会則第10条に基づき本部役員の選出を適切かつ円滑に行うため設ける。
- 第2条 本委員会は、会則第6条に定める本部役員の候補者を選定し総会に推薦する。
- 第3条 本委員会の構成は、各委員会より選出された保護者と本部役員全員からなる。
- 第4条 本委員会は、互選により保護者の中より委員長を選出する。
- 第5条 本委員会の任務は、総会において本部役員が承認を受けた時をもって終了する。
- 第6条 ①本規程は、昭和55年11月22日より施行する。
②本規程は、令和5年5月13日一部改正施行する。

付 記 本委員会の構成人員は、常任委員会にて定めるものとする。

細則 東京都立日野台高等学校 P T A活動支援会規程

- 第1条 (目 的)
本会は、会員相互の親睦とP T A活動の活性化を図るため、その活動を支援することを目的に設立する。
- 第2条 (位置づけ)
本会は、本部役員会の下部組織として位置づける。
- 第3条 (設立方法)
本会は、P T A会員の申請に基づき本部役員会の承認を得て設立する。
- 第4条 (会 員)
本会の会員は、P T A会員、会員OB (ときわぎ会会員を含む)、同窓会会員とする。
- 第5条 (経 費)
活動にかかる経費は、参加者から徴収する。
- 第6条 (活 動)
本会は、P T A活動として計画されたものの中で、本会の支援が必要なものを活動として行う。
- 第7条 (運 営)
本会は、本部役員会の指示に基づき運営される。必要に応じて代表者会議を設け協議する。

細則 クラブ後援会

- 第1条 (目 的)
本会は、日野台高校の部活動において、生徒が関東大会以上の規模の大会などに出場するときに、その活動を支援することを目的に組織する。
- 第2条 (事務局)
本会の事務局を、日野台高校内に置く。
- 第3条 (組織方法)
本会は、P T A 会長が学校長と相談の上、活動する。
- 第4条 (経 費)
本会の経費は、その目的遂行のために集められた寄付をもって当てる。
また、目的を達した後は繰り越すことができる。
繰越金はP T A 会長が管理する。
- 第5条 (会計報告)
本会の会計報告は、その目的を達したとき、ならびにP T A 総会時に報告する。